#### ◆◆専門有資格者の先生へ◆◆

中小企業の経営環境が厳しさを増すなか、サポートする税理士・公認会計士・弁護士・司法書士の先生の役割はこれまで以上に重要となります。クライアントのニーズにいかに対応するか、専門家としてのアクションが問われる時代。本書は、同業事務所との競争に勝つ「非公開会社に強い専門家」を目指す先生に必ずご活用いただける実務書です。

#### ◆◆非公開会社のオーナー・実務担当者の皆さまへ◆◆

自社の勝ち残りのためには経営手法が大きなポイントになります。本書は、会社法等最新の法・制度を踏まえ、会社経営になくてはならない実務ノウハウを豊富に収録。「株主総会」「新株予約権」「定款変更」等、キーワードを中心に、法務・税務の両面からわかりやすく解説しています。「勝ち残る会社」となるために必ずご活用いただける実務書です。

#### 末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

#### 加除式書籍とは?

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の 内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行す る「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内 容を補正・更新できる形態の書籍です。

#### ====ここが魅力=====

- ●何年経っても情報の '確かさ' と '鮮度' を保ち続ける ことができる!
- ●追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落と すことなく、常に最新内容で利用できる!
- ●法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的!

#### 商品を手にとって検討したい・・・

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記 フリーダイヤルまでご連絡ください。

#### 追録は購入しなければならないの?

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入 以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡 をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」 でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤル までお問い合わせください。

#### 購入後のメンテナンスは?

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が 直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行い ます。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

#### 商品に関するご照会・お申し込み・ 追録差し換えのご依頼は

TEL 55 0120-203-694 FAX 55 0120-302-640

- ※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
- ※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
- ※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

#### ホームページからのお申し込みは

第一法規



http://www.daiichihoki.co.jp



第一法規株式会社

担当

001**S** 

〈613360〉 [1411] TL非公開(613364)2014.11 H1

## 非公開会社の設立から事業承継まで、 会社運営の実務と対策をトータルに解説!

TAX& LAW

# 非公開会社の実践と対策

**監修 大野正道** (筑波大学大学院客員教授·弁護士)

編集 非公開会社実務研究会

代表 北沢 豪 (弁護士)

編集委員 山田和江 (税理士)

廣田哲治 (公認会計士・税理士)

山田信之(司法書士)

土屋文博 (弁護士)

柳田美恵子 (税理士)

大塚直子 (税理士)

B5判·加除式·全2巻 本体20,000円+税



#### 本書の特色

非公開会社の実務と対策を一体化した解説!

非公開会社に係る実務(法務・会計・税務)と対策の すべてを、設立→株式関係→機関→運営→計算→ 組織再編→清算・再生の各局面に沿って解説しています。

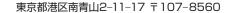
参考書式を多数登載!

会社法・法人税法をベースにしながら、実務上、 各手続を行う際に必要な書式等を、その記載上の ポイント解説とともに登載しています。

3 事業承継対策についての解説!

非公開会社に特有の課題である事業承継について、 その考え方や、問題点等、対策までを、実務の観点 から解説しています。





### 非公開会社の運営に欠かせない法務・税務等のポイントをわかりやすく実務的に解説!

資本金額減少無効の訴え

**分类書式** 

第3章 剰余金の分配

剰余金の額

#### 内容構成(抜粋) Ⅱ 募集株式の発行等と社債の発行の税務 募集株式の発行の税務 平成 26 年 10 月 30 日追録第 170 号現在 2 計債の発行の税務 非公開会社の意義 会社法と非公開会社 株巻の音巻 株券の発行と不発行 非公開会社に適用される会社法理 株券不所持制度 非公開会社における機関の概略 4 株券発行会社から株券不発行会社への移 第5章 非公開会社の株式 行手続 非公開会社における計算規定 笋7音 会計参与と計算書類の公開 6 株券喪失登録(株券失効)制度 非公開会社における紛争の解決 特例有限会社の理論的老察 第3編 新株予約権 今後の会社法制のあり方 第1章 新株予約権の発行の法務 新株予約権の意義と利用方法 第1章 会社の設立 募集事項の登義 3 非公開会社における募集事項の決定手続 株式会社の設立 Ⅱ 持分会社の設立 公開会社における募集事項の決定手続と 参考書式 第2章 会社設立に伴う税務 5 募集新株予約権の申込み・割当て・払込み 税法上の諸手続 現物出資の税利 白己株新予約権 新株予約権の承継と消滅 事後設立の税務 新株予約権付計債 法人成りと個人事業主の税務 9 役員へのストック・オプション付与の手続 5 法人成り後の法人の税務 違法な募集新株予約権の発行と既存株主 参老書式 第2編 株 非公開会社が株主割当て以外の方法によ 第1章 総則 り発行した新株予約権の行使による新株 株式とは 発行の無効原因 **分类書式** 株主の青月 第2章 新株予約権の発行の税務 株主の権利 平成 14 年度税制改正による新株予約権 株主平等の原則 5 共有者による権利の行使 の取扱い 2 新株予約権の税務 株式の内容 3 新株予約権によるストック・オプション 株式の発行枠 反対株主の株式買取請求権 第4編 会社の機関 9 株主の権利の行使に関する利益の供与 第2章 株主名簿 株主総会の音義・株式会社の最高機関 権限 株式の譲渡制限 3 招集 定款による株式の譲渡制限 4 議決権 株式の自由譲渡性と法律による株式の譲 議事・決議 3 株式の担保化 非公開会社における株主総会と手続規定 参老書式 の不遵守 Ⅱ 株式の譲渡・取得・保有等に関する税務 証券税制の概要(金融所得課税の一体化 会社法のもとにおける株式会社の機関 (革炘 株式等の譲渡に関する税務 株式会社の規模の大小および公開・非公 株式等の取得に関する税務 開の区別と機関設計に関する規制区分 株式等の保有に関する税務 非公開会社における機関設計 第4章 株式会社による自己株式の取得 自己株式取得の法務 3 公開会社における機関設計 取締役 取締役会 自己株式の取得が認められる場合 監査役制度 自己株式の取得方法についての規制 自己株式取得の財源規制 会計参与 会計監査人 白己株式の保有 自己株式の消却および処分 **参老書式** 違法な自己株式取得 第3章 役員等の責任と責任追及 参考書式 役員等の責任の概要 自己株式取得の税務 役員等の会社に対する損害賠償責任

自己株式の取扱いの概要 役員等の責任の免除と軽減 自己株式の取得および保有の会計と税務 役員等の第三者に対する損害賠償責任 自己株式を処分した場合の会計と税務 5 青仟追及等の訴え一いわゆる株主代表訴訟-自己株式を消却した場合の会計と税務 非公開会社の運営 自己株式を譲渡した株主の税務 自己株式取得による減資の課税関係 第1章 役員と会社間の取る 法人が低額で自己株式を個人から取得す 役員と会社問取引の法務 役員と会社間の取引 る場合の寄附金の認定課税 その他の株主のみなし贈与課税 持分の定めのある社団医療法人が出資額 利益相反取引 限度法人に移行した場合等の課税関係 役員と会社問取引の税務 役員の定義 役員給与の取扱い 相続制限に関する規定の創設 3 役員に対する経済的利益 参考書式 第2章 株主と会社問の取引 第6章 株式の併合と分割 会社設立時の取引 現物出資の税務 3 会社継続期間中の取引 合併・解散等による会社消滅時の取引

取引相場のない株式の評価

従業員の雇用に関する法務

従業員に関する取引の税務

4 会費および入会金等の取扱い

給与・退職給与関連

3 海外渡航費の取扱い

第3章 従業員の雇用に関する法務と税務

(国税庁の回答)

売渡請求の手続

3 売買価格の決定

株式併合

4 単元株式

参考書式

株式の分割

株式無償割当

墓集株式の発行等

莫集計信の発行

1に満たない端数の処理

第7章 募集株式の発行等と社債の発行

3 募集株式の発行と金融商品取引法

募集株式の発行等と社債の発行の法務

その他 非公開会社と社会保険 労働保険の適用 労災保険の保険給付 雇用保険の保険給付 社会保険の適用 健康保険の給付 出向上転籍 4 連結納税制度 **大生多**参 扱いの美異 の取扱い (欠) 雷子帳簿 製造物青仟

2 法人所得の計算

3 復興特別法人税

2 消費税のしくみ

第1章 計算書類の作成

3 その他の諸説

2 会計の原則

3 会計帳簿

4 計算書類等

第3章 非公開会社と消費税

第6編 非公開会社の計算

消費税法の制定と改正の経緯

参考書式

6 源泉徴収の実務

剰余金の処分 厚生年金保険、国民年金の給付 剰余金の増減 剰余金の配当(=旧利益処分・金銭の分配) 一財産の払戻しがある場合の剰余金の処分― 非公開会社の登記事項の特色 5 剰余金の配当等に関する責任 株式会社の設立時における登記事項 4 株式会社のその他の登記事項 右信増資の秘察 5 既存有限会社の登記の取扱い 無償増資の税務 第5章 報子会計問取引 有償減資の税務 親子会社問取引の法務 4 無償減資の税務 親子会社間取引の問題点 第5章 中小企業の会計 子会社による親会社株式の取得・保有制限 違法な取得の効力 第7編 企業組織再編 子会社が適法に取得した親会社株式の地位 合併の法務 親子会社関係がある場合のその他の問題点 合併の意義 親子会社間取引の税務 合併の種類 会計分割等組織再編成 合併をすることができる会社 合併手続 3 会計間取引および業務提携 簡易合併 略式合併 交付金合併 三角合併 事業の譲渡の法務 三角株式交換 「事業」と「営業」の違い 合併の効力 合併の無効 事業の譲渡に関する規制 合併の企業会計 株式会社における事業の譲渡 经单位 事業の譲渡等の実務上の機能 「取得」の会計処理 「共同支配企業の形成」の会計処理 事業の譲渡に対する秘密トの取扱いの概要 「共通支配下の取引」の会計処理 事業譲渡と税制適格な会社分割等との取 「三角合併 | の会計処理 譲渡会社の税務 総説 譲受会社の税務 合併の税務の概要 会社更生法等に基づく事業譲渡 適格合併 債務超過子会社の事業譲渡 合併における移転資産等の譲渡指益の取扱い 個人商人と法人間の事業譲渡 移転負債の範囲に含まれる新株予約権交 8 組織再編成に関わる法人税法上のその他 付恙務 6 純資産の部の金額の取扱い 第7章 その他の必須頂目 株主における課税 非公開会社とIT化 繰越欠損金の損金不算入 特定株主等によって支配された欠損法人 の欠損金額の繰越しの不適用 中小企業者等に対する金融の円滑化を 特定資産に係る譲渡等損失の取扱い 図るための臨時措置に関する法律 合併消滅法人の課税関係 第8章 非公開会社のリスクマネジメント 合併に係る消費税・地方税の取扱い セクシュアル・ハラスメント =角合併の解禁について **参老書式** 個人情報保護法 第2章 会社分割 会社分割の法務 災害時における非公開会社の対応《人 会社分割規定の概要 会社法のもとにおける会社分割の方法 非公開会社と暴力団排除条例 会社法のもとにおける会社分割の手続 Ⅲ 非公開会社と下請代金法 簡易分割および略式分割 会社分割の無効 第10章 非公開会社における信託法 詐害的会社分割 第5編の2 非公開会社における Ⅱ 会社分割の企業会計 総員 法人税の実務 新設分割の会計処理 吸収分割の会計処理 グループ法人税制の概要 完全親子会社関係にある会社間での吸収 完全支配関係がある法人間の取引 分割の特例 (対価が支払われない場合) 大法人の子法人に対する中小法人の特例 会社分割の概要 4 自己株式取得予定の場合のみなし配当の 益金質入 特定資本関係の法人との間で共同事業を 5 100%子法人の解散の場合 営むための特定適格組織再編成等が行わ 第2章 法人税の申告 わた場合 1 法人税額の基本計算

4 組織再編税制と繰越欠損金

株式交換・株式移転の法務

株式交換・株式移転の税路

株式交換・株式移転の概要

株式交換の手続

株式移転の手続

制度創設の趣旨

株式交換・株式移転の制度の意義

株式交換無効の訴え・株式移転の無効の訴え

組織再編成に係る行為または計算の否認

参考書式

4 消費税

参考書式

資本金の額および準備金の額 第4章 ゴーイング・プライベートの法務・ 資本金の額等の計数の変動一財産の払戻 しがない場合の計数の変動-3 信権者の昇議(信権者保護手続) 定款変更・組織変更・ 会社の解散と清算 定款変更 第2章 組織変更 組織変更の法務 組織変更の音蓋と許容節囲 株式会社の組織変更 持分会社の組織変更 4 組織変更の無効 組織変更の税料 会社の税務 株主の税務 参考書式 第3章 会社の解散と清算 解散の法務 清算の法務 特別清質の法務 会社の解散と清算の税務 会社の手続 清質事務年度に係るみなし事業年度の所 得に対する法人税 3 株主および債権者の税務 参老書式 第9編 民事再生・破産・会社更生 第1章 民事再4 民事再生の手続 民事再生の税務 再牛債務者の税務 債権者の税務 4 株主の税務 第2章 破産 破産の手続 破産の税務 会社の手続 債権者の税務 3 株主の税務 第3音 会計車件 会社更生の手続 会計更生の税務 更生会社の税務 更生計画の定めるところにより新会社を 設立した場合の税務 更生会社の株主である法人の税務 更生会社の債権者である法人の税務 第4章 事業再生 ADR 手続 第10編 持分会社 第1章 合同会社 合同会社の創設 会社法における合同会社のあらまし 3 合同会社の法的特徴 第2章 合名会社・合資会社 一人合名会社の許容 会社が合名会社・合資会社の無限責任社 4 三者間のスムーズな形態変更を可能に 有限責任事業組合(日本版LLP) 合同会社の税務 合名会社・合資会社の税務 有限青仟事業組合の税務 4 合同会社(日本版 LLC)と有限責任事業 組合(日本版 LLP)の税務上の相違点

第1章 会社法整備法

特例有限会社

第1音 事業承継対策と決略問題

第3章 事業承継対策と科

与税の納税猶予

第2章 定款を利用した事業承継対策

事業承継対策と相続時精算課税

農地等を贈与した場合の納税猶予

第13編 中小企業向け支援策

③ 株主資本等変動計算書 ④ 個別注記表 計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書は することができる (会社法435(3)) また、株式会社は、計算書類を作成したときから10年間 明細書を保存しなければならないこととされている (会社) 計算関係書類の金額は、一円単位、千円単位または百万円 貧規則57(1)) ① 貸借対照表 貸借対照表とは、一定の時点(事業年度の末日)におけ 負債・純資産の状態)を明らかにする一覧表であり、1 もいわれている。 一般に作成される勘定式の貸借対照表の場合、借方 示し、貸方(右側)は資金の調達形態を示す。 すなわち、借方(左側)には、資産(財産的価値のあ (右側) には負債(注律上の債務と特定の支出すたは損失 ど)と練資産(株主会本・評価機質差額等・新株子約権 株式会社は、計算 質の一部として事業年度末に貸借さ らないのみならず、◆社成立の日にも貸借対照表を作成 法435①)。 わかりやすく具体的に 実務手続のポイントを 整理! 支給処理施に基づく役員給与の場合不算入 ① 指金不算人 (法法34①) 内国法人がその役員に対して支給する給与のうち、次のaからcいずれにも該当 しないものの額は、各事業年度の損金の額に算入しない。ただし、退職給与、新株 予約権にかかわる給与(法法54①)、使用人兼務役員の使用人分給与および隠べい・ 仮装の経理をした場合の役員給与の損金不算入の規定(法法34(3))の適用がある給 a 定期同額給与 (法法34①一) b 事前確定届出給与(法法34①二) c 利益連動給与(法法34①三) 第11編 有限会社に関する特則 定款を利用した事業承継対策の法務問題 定款を利用した事業承継対策の税務問題 2 非上場株式等についての相続税および贈 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶

第6編 非公開会社の計算

4 計算書類等

(1) 計算書類の種類

① 貸借対照表

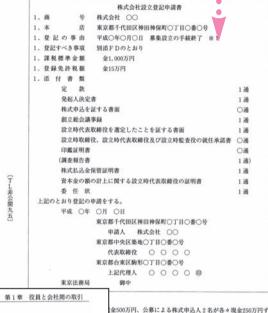
② 指益計算書

の提出を会ずることができる(会社注434)

ここで、計算書類とは、以下のものをいう(計算規則59①)。

会社法・法人税法を ベースとした非公開 会社の制度の解説! 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度にかかる計算書類および 事業報告ならびにこれらの附属明細書を作成しなければならない(会社法435②)。 株式会社設立登記申請書(募集設立・収締仅会設置会社 株式会社 〇〇

参考書式や各手続に 必要となる書式の登載、 記載上の留意点等の ポイント解説!



k式会社を募集設立した場合である。 は、会社法84条、97条、100条1項、101条1項の手締終了の

非公開会社の事業承継 対策の解説!

5 遺言を利用した事業承継対策

(1) 「2つの清賞」で事業承継「生前(認知症後)から死後へ」の効果的な対応

事業承継とは、前経営者の行ってきた事業を後継者に引き継がせることをいう。事 業の「承継」と「相続」とは別個の概念だが、同族会社の世代間における事業の承継 は最終的には相続によって決着がつけられることから、会社法と相続法との交錯領域 として考察することが必要となる。この法務分野での研究は、わが国では先覚的な学 者が研究している段階で、理事の実務界ではこれからというのが実状である。

事業承継の必要性は、相続の段階で、均分相続制による相続財産の分割によって、 相続財産を構成する事業用資産が分散・解体の危機に瀕することを防止することにあ る。オーナー経営者の死亡による事業の消長は、オーナー経営者の遺族だけの問題で はなく、長年経営者を信頼して働いてくれた従業員、同業者、取引先もまた影響を受 ける。この占が大企業と違うところで、中小企業の場合は社長の個人的な信用が会社 の信用そのものになる。したがって、1人の経営者の死が会社の存亡にまで影響を与 えることがしばしばおこるのである。そこで、経営者たるものは自己の死後も事業の 存続が保障されるように、死後の相続問題について、紛争を生じさせないように法的 手段を講じておくことが望ましいと思われる。具体的には、事業承継者を確定させ、 相続分を指定し、その分割方法を定めておくこともできる。民法はそのために、遺言 制度を設けている。

定期同額給与 「該当 ①役員に対する給与 事前確定国密給与 (②、③以外の給与) 利益運動給与 ②退職給与, 新株子 約権にかかわる給与 使用人兼務役員の信 用人分給与 (③を除 ③隠ぺい・仮装の経 理をした場合の役割 (注) 冷日絵与には経済的利益の保与を含む ② 定期同額給与(法法34①一、法令69①) その支給時期が1月以下の一定の期間ごと

役員給与のフローチ

う。)で当該事業年度の各支給時期における支給

かに該当する給与をいう。(以下「定期同額給与」という。)